公益社団法人熊谷市シルバー人材センター地区及び地域班規約

平成元年４月１日

規　約　第１号

第1条　公益社団法人熊谷市シルバー人材センター（以下「センター」という）に地区及び地域班を設ける。

第2条　地区及び地域班の編成は別表のとおりとする。

第3条　地域及び地域班編成の目的は、定款の示す目的達成はもとより会員相互の連帯と親睦を図り、センター運営の円滑を図る。

第4条　地区には委員、班には班長を置く。また必要に応じ副班長を置くことができる。

１　地区委員には、地区より選出された理事又は会員があたる。

２　班長及び副班長の選出は、班員の数及び地理的条件等を勘案して理事長が委嘱する。

３　副班長は、班長を補佐し班長に事故又は欠員を生じたときは、その職務を代理する。

第5条　地区委員、班長及び副班長の任期は次のとおりとする。

１　地区委員の任期は2年とする。

２　班長及び副班長の任期は2年とする。

３　補欠の場合は前任者の残任期間とする。

第6条　地区委員及び班長は、センターと密接な連帯を保ちながら、次のことを行う。

１　シルバーだより等の配布

２　地域内における会員拡大のための情報、勧誘等の協力

３　班員の希望等を把握し、班員の就業機会の拡大のための協力

４　班員の健康状態と必要事項の連絡

５　その他必要な事項

第7条　各地区は自主的に班員の意思疎通をはかるため懇談会を行う。

第8条　会員とセンター事務局との連絡調整をはかるため、適時班長会議を開催する。

第9条　この規約に定めのない事項で特に必要な問題等の処理は理事会で定める。

附　則

1. この規約は、平成元年4月1日から施行する。

2. この規約の改定は、理事会の議を経て行う。

附　則

この規約は、平成10年1月5日から施行する。

附　則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附　則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附　則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附　則

この規約は、平成19年4月26日から施行し、改正後の別表の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附　則

この規約は、平成20年6月19日から施行し、改正後の別表の規定は、平成20年6月1日から適用する。

附　則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附　則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。